

2. 花畑地区におけるバス停共用について

【道路交通法に基づく協議事項】

①東武バスのバス停共用について

(合意書案)

令和 7 年 8 月 日

東京都公安委員会委員長 廣瀬 道明

関東運輸局長 藤田 礼子

花畑地区交通協議会長 山田 市郎

東武バスセントラル株式会社 取締役社長 岩田 敏之

キング交通株式会社 代表取締役社長 川又 忍

足立区長 近藤 弥生

足立区内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、足立区内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

記

1 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

| 停留所名 | 住所 |
|--------------------------|---------------|
| 保育所前（竹の塚駅東口、西新井駅東口、谷塚駅行） | 足立区花畑八丁目 4 番先 |
| 保育所前（花畑桑袋団地行） | 足立区花畑八丁目 5 番先 |
| 櫨の木公園前（北千住駅⇄六町駅⇄文教大学） | 足立区花畑二丁目 9 番先 |
| 櫨の木公園前（六町駅→文教大学循環→六町駅） | 足立区花畑二丁目 4 番先 |
| 桜花小学校入口（六町駅→文教大学循環→六町駅） | 足立区花畑六丁目 8 番先 |

計 5 か所

2 1に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

花畑地区における地域内交通の運行にあたって住民団体、足立区と協定を締結した一般乗用自動車運送事業者（キング交通株式会社）が行う乗合旅客の運送の用に供する自動車

3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

(1) 1の停留所に乗合自動車が停車又は駐車している際は、2の自動車は停車又は駐車をしないように留意すること。

(2) 交差点付近の停留所に停車又は駐車をする場合は、交差点の側端から5メートル以上の距離を確保する等、確実な安全措置をとること。